

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

サービス利用者（以下「利用者」という。）、訪問看護ステーションはなみずき（以下「事業所」という。）は、利用者が要介護状態となることを予防し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けることを目的として、事業所又はセンターが利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用について、次のとおり契約を締結します。

第1条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容）

事業所及びセンターは、利用者がその目的を達成するために必要な介護予防サービス等（以下「サービス」という。）を利用者自身の選択に基づき適切に利用できるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令及びこの契約書に従い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、事業所及びセンターは、介護予防サービス・支援計画書に基づいて適切なサービスの提供が確保されるよう、サービスを提供する事業所（以下「サービス事業所」という。）及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。ただし、契約の有効期間満了日の30日前までに利用者からの意思表示がない場合には、この契約は1年間自動で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護予防サービス・支援計画書の作成）

- 1 利用者が介護予防支援を利用する場合であって、かつ、事業所が指定介護予防支援事業者として指定を受けている場合は、事業所が介護予防サービス・支援計画書を作成します。
- 2 利用者が介護予防ケアマネジメントを利用する場合は、センターが介護予防サービス・支援計画書を作成します。この場合において、センターは、利用者の同意を得た上で、事業所に介護予防サービス・支援計画書の作成を委託することができます。
- 3 利用者が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合、又は、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行する場合においては、事業所とセンターは密に連絡を取り合い、利用者が遺漏なく円滑にサービスを利用することができるよう努めます。

4 介護予防サービス・支援計画書を作成する事業所又はセンターは、その職員の中から介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの担当者を選任し、適切な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

5 介護予防サービス・支援計画書を作成する事業所又はセンターは、その作成にあたり、次の各号に定める業務を行います。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 利用者の居宅のある地域におけるサービス事業所等のサービスの内容及び利用料に関する情報を利用者及び家族に適正に提供します。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービス提供上の留意点等を明記した介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。
- (4) 前号で作成した介護予防サービス・支援計画書原案について、保険給付及び介護予防・生活支援サービス事業の該当の有無を区分し、サービスの種類、内容等を明記して利用者及び家族に説明し、利用者から同意を受けて介護予防サービス・支援計画書を完成します。

第4条（介護予防サービス・支援計画書の変更等）

介護予防サービス・支援計画書を作成した事業所又はセンターは、次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) 介護予防サービス・支援計画書に定めたサービスの実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業所等との連絡調整等を行います。
- (2) 介護予防サービス・支援計画書に位置づけた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画書の達成状況について評価します。
- (3) 利用者の意向を踏まえ、要介護認定申請等必要な援助を行います。

第5条（記録の整備）

- (1) 介護予防サービス・支援計画書を作成した事業所又はセンターは、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施についての記録を作成し、その完了の日から5年間保管します。
- (2) 介護予防サービス・支援計画書を作成した事業所又はセンターは、前号の記録を整備し、利用者からの求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第6条（緊急時等の対応）

介護予防サービス・支援計画書を作成した事業所又はセンターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたって、事故が発生した場合、又は、利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

3 事業所は、利用者の故意又は過失により損害を受けた場合には、その損害の賠償を請求することができます。

第7条（相談・苦情対応）

介護予防サービス・支援計画書を作成した事業所又はセンターは、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、その窓口を利用者に明示するとともに、介護予防サービス・支援計画書に位置づけた介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ丁寧に対応します。

第8条（秘密保持）

介護予防サービス・支援計画書を作成した事業所又はセンターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する個人情報及びその秘密については、法令に基づく場合、この契約に別段の定めがある場合、又は利用者から事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示し、または漏らすことはありません。

第9条（利用者の解約）

- (1) 利用者は、解約を希望する30日前までに事業所又はセンターに予告することにより、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。
- (2) 利用者は、事業所又はセンターが第1条、第3条及び第4条に定められた介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第10条（事業者の解除）

事業所又はセンターは、利用者の著しい不信行為により介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

第11条（契約の終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、前各条項の規定にかかわらず、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、要介護又は非該当（自立）と認定された場合 (3) 利用者の要支援認定が更新されなかった場合、又は、「介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に掲げる様式第 1 の記入内容が、同基準様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当しなかった場合
- (4) 利用者が死亡した場合

第 12 条（契約外の事項）

この契約、介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令等の趣旨を尊重して、利用者、事業所及びセンターの協議により定めます。

上記のとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約を締結します。

なお、本契約の締結を証するため、本書二通を作成し、当事者が記名の上、各自 1 通を保有することとします。

____年 月 日

利用者

住所

氏名 _____ 印

上記代理人

(代理人を選任した場合) 住所

氏名 _____ 印

事業所

所在地 横浜市港北区新横浜 16-2SE エトワール 201

事業者名 訪問看護ステーションはなみずき

代表者名 管理者 河合貞子 _____ 印

担当者名

地域包括支援センターと契約をします。

介護予防ケアマネジメントの利用の際は、次のセンターから事業所への一部委託により実施します。

センター

所在地

事業者名

代表者名 _____ 印

担当者

地域包括支援センターとの契約はしません。

介護予防ケアマネジメントの利用には、地域包括支援センターとの契約が必要なため、必要が生じた（見込まれた場合を含む）際には、別途、地域包括支援センターと契約します。